

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 9 月 10 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
「仮称」近江八幡駅前南部店舗
近江八幡市鷹飼町字一本木 223 番 3 ほか
- 2 提出された意見の概要
近江八幡市からの意見
2 棟の間への新設となるため、買い物客の通行の安全性について配慮されるとともに、防犯対策を講じられるよう努力されたい
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県東近江地域振興局総務振興部地域振興課 東近江市八日市緑町 7-23
近江八幡市都市産業部商工観光労政課 近江八幡市桜宮町 236 番地
 - (2) 縦覧期間
平成 20 年 9 月 10 日から平成 20 年 10 月 10 日まで